

排水設備工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 25 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 10 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1 から 2-1 まで	2	1 から 2-1 まで	2	加除整理一覧の次
第 1 部	9 から 10 まで	1	9 から 10 まで	1	P 8 の次
	13 から 24-1 まで	7	13 から 24-1 まで	7	7 中見出しの次
第 2 部	28 から 29 まで	1	28 から 29 まで	1	P 27 の次
	32 から 35 まで	2	32 から 35 まで	2	P 31 の次
	38 から 39 まで	1	38 から 39 まで	1	P 37 の次
	42 から 43 まで	1	42 から 43 まで	1	P 41 の次
第 3 部	62 から 69 まで	4	62 から 69 まで	4	P 61 の次
	73	1	73	1	7 中見出しの次
	75 から 76 まで	1	75 から 76-2 まで	2	9 中見出しの次
	79	1	79	1	12 中見出しの次
第 4 部	79-3	1	79-3	1	第 4 部表紙の次
	79-4 から 79-5	1	79-4 から 79-5	1	1 中見出しの次
	79-8 から 79-9	1	79-8 から 79-9	1	P 79-7 の次
	79-15 から 79-18	2	79-15 から 79-18	2	2 中見出しの次
	79-21 から 79-22	1	3 中見出しから 79-22	2	P 79-20 の次
第 5 部	80	1	80	1	第 5 部表紙の次
	89 から 90 まで	1	89 から 90 まで	1	P 88 の次
	93 から 100 まで	4	93 から 99 まで	4	P 92 の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 樹	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 樹設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手續	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共枿設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 融雪下水の取扱	78-1
12. 靴洗い場排水の取扱	79
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表 (自己資金工事)	82
別紙 3 排水設備工事設計書 (貸付資金工事)	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始 (休止・廃止・再開) 届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真 (1)	90
別紙 10-2 工事写真 (2)	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 排水設備検査済書	94
別紙 14 取り止め届	95
別紙 15 公共枿設置申請書	96
別紙 16 行為の許可 (許可事項の変更許可) 申請書	97

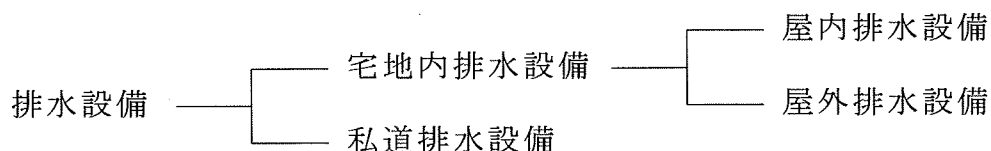
別紙 17	公共下水道私費設置工事（変更）承認申請書	98
別紙 18	閲覧申込書	99

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人、事業場等が私費で設けるもので、排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物または敷地内等の水受け容器、水洗便所およびタンク、雨水を受ける設備、排水管、枳、除害施設等の付帯設備は、排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあつては、当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし、建築物が近く解体または移転の予定のもの、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 台所、洗面所、風呂等の污水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で、便所を水洗化する工事

② 雑排水工事

ア 台所、洗面所、風呂等の污水（水洗便所を除く。）を公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し、もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水、湧水等の自然水）および雨水と同程度以上に清

浄な水を、公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

エ 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に該当しない小規模な宅地造成で設置される排水管を公共下水道に接続する工事

③ 浄化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し、排水管、柵等を設置し、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は、汚水を公共下水道（污水管）に、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため、管理者が必要な部分を切り替える工事

(6) 排水設備工事の種別

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所、排水管、柵を設置し、公共汚水柵に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と柵（雑排水のみ）を設置し、公共汚水柵に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し、公共汚水柵に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し、排水設備を公共汚水柵に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に、更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い、排水管や柵の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により、不要になった既設排水設備を切り離し、公共汚水柵への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替や、排水管、柵を補修する工事

4. 除害施設

(1) 設置の目的等

① 工場、事業場排水には様々な物質が含まれているため、そのまま下水道へ流した場合は、管渠を腐食したり、有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし、さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼ

下水排除基準

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5 を超え 9 未満	水素指数 5 を超え 9 未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 未満	600 未満
3	浮遊物質 (SS)	600 未満	600 未満
4	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.1 以下
5	シアン化合物	検出されないこと。	1 以下
6	有機 ^機 リン化合物	検出されないこと。	1 以下
7	鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下
8	六価クロム化合物	0.05 以下	0.5 以下
9	砒素及びその化合物	0.05 以下	0.1 以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 以下	0.005 以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下
13	トリクロロエチレン	0.3 以下	0.3 以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
15	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下
16	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下
18	1, 1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下
23	チウラム	0.06 以下	0.06 以下
24	シマジン	0.03 以下	0.03 以下
25	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下
26	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下
27	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下
28	ほう素及びその化合物	230 以下	230 以下
29	ふっ素及びその化合物	15 以下	15 以下
30	1, 4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下
31	フェノール類	5 以下	5 以下
32	銅及びその化合物	3 以下	3 以下
33	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	10 以下
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	10 以下
36	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下
37	ダイオキシン類	10 pg/L 以下	10 pg/L 以下
38	アンモニウム窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (1) 鉱油類含有量	5 以下	5 以下
	(2) 動植物油脂類含有量	30 以下	30 以下
40	窒素含有量	240 未満	
41	有機 ^機 リン含有量	32 未満	
42	温度	45 度未満	45 度未満
43	汚 ^ろ 消費量	220 未満	220 未満

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/L とする。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項 (省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設を含む。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項 (省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項 (省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書 交付(省 令第11 条) 2 事前審 査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項 (省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項 (省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4 (省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書 交付(省 令第11 条) 2 事前審 査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7 (省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7 (省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項 (省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非 特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項 (省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項 (国都下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱十】

使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.7以下8.7以上	水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300以上	300以上
3	浮遊物質量 (SS)	300以上	300以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01を超えるもの	0.1を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機リン化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05を超えるもの	0.5を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005を超えるもの	0.0005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.3を超えるもの	0.3を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	1, 4-ジオキサン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの
31	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
37	ダイオキシン類	10 pg/Lを超えるもの	10 pg/Lを超えるもの
38	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125以上	125以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量 5を超えるもの	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量 30を超えるもの	30を超えるもの
40	窒素含有量	150以上	
41	リン含有量	20以上	
42	温度	40度以上	40度以上
43	酸素消費量	220以上	220以上

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/Lとする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳、肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓、廃調味液等
4	野菜、果実保存食料品製造業	野菜くず、廃調味液等
5	みそ、しょう油製造業	大豆殻、廃みそ、廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻、水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ、湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ、化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず、湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻、豆乳廃液等
12	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	廃現像液、廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体、廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸、廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油、野菜くず、魚介類の内臓、肉くず、廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず、クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液、定着液等
22	病院	血液、廃消毒用有機溶剤、現像液、定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液、動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液、エンジンオイル、廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸、廃アルカリ、検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿、汚泥、スカム等
28	特定事業場排出水の処理施設	汚泥、スカム等
29	ビル清掃業	廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類等

水質汚濁防止法特定施設

号番号 〔水質汚濁防止法 施行令第1条 別表第1〕		施	設
1	第1号	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
2	第1号の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
3	第2号	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
4	第3号	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
5	第4号	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
6	第5号	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
7	第6号	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
8	第7号	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
9	第8号	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
10	第9号	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
11	第10号	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設
12	第11号	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

13	第12号	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
14	第13号	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
15	第14号	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
16	第15号	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
17	第16号	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
18	第17号	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
19	第18号	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
20	第18号の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
21	第18号の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
22	第19号	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
23	第20号	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
24	第21号	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
25	第21号の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	
26	第21号の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
27	第21号の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
28	第22号	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
29	第23号	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
30	第23号の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷板現像洗浄施設

31	第24号	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
32	第25号	水銀電解法によるか性ソーダまたはか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
33	第26号	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
34	第27号	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
35	第28号	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
36	第29号	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
37	第30号	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
38	第31号	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
39	第32号	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
40	第33号	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設

4 1	第 3 4 号	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
4 2	第 3 5 号	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
4 3	第 3 6 号	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
4 4	第 3 7 号	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 5 1 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設および蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
4 5	第 3 8 号	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
4 6	第 3 8 号の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	
4 7	第 3 9 号	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 8	第 4 0 号	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
4 9	第 4 1 号	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
5 0	第 4 2 号	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
5 1	第 4 3 号	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
5 2	第 4 4 号	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
5 3	第 4 5 号	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	

54	第46号	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
55	第47号	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
56	第48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
57	第49号	農薬製造業の用に供する混合施設	
58	第50号	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
59	第51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
60	第51号の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
61	第51号の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
62	第52号	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
63	第53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
64	第54号	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
65	第55号	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
66	第56号	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
67	第57号	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
68	第58号	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
69	第59号	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
70	第60号	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
71	第61号	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

72	第62号	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
73	第63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
74	第63号の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
75	第63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
76	第64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
77	第64号の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
78	第65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	
79	第66号	電気めっき施設	
80	第66号の2	エチレンオキサイド又は、ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
81	第66号の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
82	第66号の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
83	第66号の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
84	第66号の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
85	第66号の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	

86	第66号の8	料亭, バー, キャバレー, ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし, 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	
87	第67号	洗濯業の用に供する洗浄施設	
88	第68号	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
89	第68号の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって, 次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
90	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
91	第69号の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって, 次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
92	第69号の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって, 次に掲げるもの(水産物に係るものに限り, これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
93	第70号	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)	
94	第70号の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	
95	第71号	自動式車両洗浄施設	
96	第71号の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
97	第71号の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設	
98	第71号の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち, 次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号, 第3号から第6号まで, 第8号又は第11号に掲げる施設であって, 国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

99	第71号の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
100	第71号の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
101	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
102	第73号	下水道終末処理施設	
103	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

ダイオキシン類対策法特定施設

号番号 ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2		施	設
1	第1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	第6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	第7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	第11号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ [3, 2-b:3', 2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 二 熱風乾燥施設
12	第12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	第13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	第14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	第15号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	第16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	

17	第17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項，3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち，次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水枡の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水枡がない場合や、除害施設等の場合は、担当と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水枡、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水枡などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水枡等につまりや破損等があった場合は、管路整備室と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないように設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管路整備室、終末処理場および業務課に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

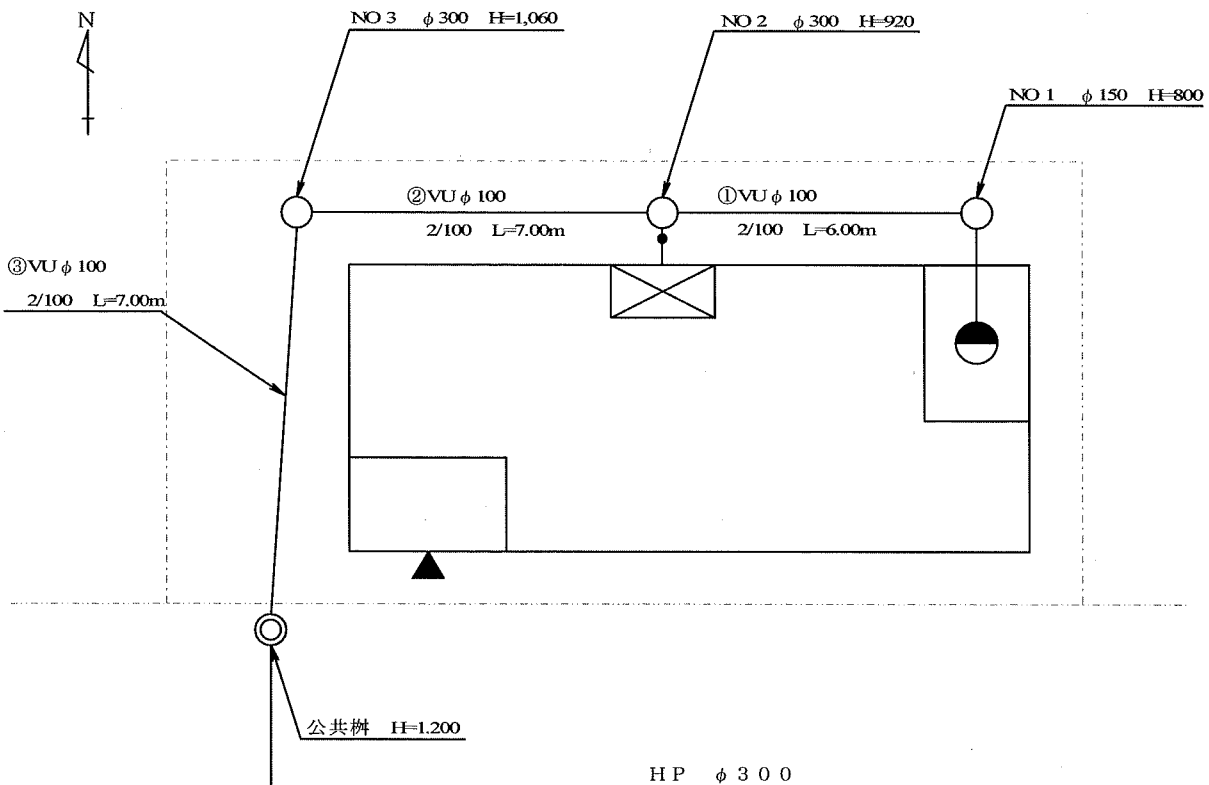
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水樹と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，樹の大きさ，深さ，樹番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

(5) 詳細図

縮尺10分の1，または20分の1とし，平面図，側面図および断面図に寸法等を明確に記入し，特殊なものについては仕様を添付する。

(6) 見積書

見積書には，次の事項を記入しなければならない。

- ① 申請者名，施行業者名，見積年月日，見積内訳書
- ② 種別，数量，単位，単価，金額および摘要欄に必要事項
- ③ 資材の規格，形状，寸法（できるだけ詳細に記入）

3. 排水管

(1) 屋外排水管

建物外壁面から外方へ1m前後の地点（第1接続柵）よりはじまり，排水管，公共下水道への流入点までの配管部分をいう。

① 管径，勾配の決定について

ア 汚水等を支障なく排除するのに必要な管径は断面と勾配によって決定されるが，排水設備の場合，排水人口が少なく，排水面積が小さいことから，公共下水道計画に基づき作成した表-2を参考とし決定すること。

表-2 管径および勾配

汚水管の管径および勾配（参考）

排水人口（人）	管径（m）	勾配
150未満	100	100分の2以上100分の10未満
150以上 300未満	125	100分の1.7以上100分の8未満
300以上 500未満	150	100分の1.5以上100分の6.5未満
500以上 1000未満	200	100分の1.2以上100分の4.5未満

雨水管等の管径および勾配（参考）

排水面積（㎡）	管径（m）	勾配
200未満	100	100分の2以上100分の10未満
200以上 400未満	125	100分の1.7以上100分の8未満
400以上 600未満	150	100分の1.5以上100分の6.5未満
600以上 1500未満	200	100分の1.2以上100分の4.5未満
1500以上 2500未満	250	100分の1以上100分の3.4未満

※ ただし，一つの建築物から排除される下水の一部を，排除する排水管で管路延長が3m以下のものの内径は75mm（勾配3/100以上）とすることができる。

マニング式による流速・流量表

マニング式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

- Q: 流量 (m³/秒)
 A: 流水の断面積 (m²)
 V: 流速 (m/秒)
 n: 粗度係数
 R: 径深 (m) (A/P)
 I: 勾配 (分数または小数)

表-3 硬質塩化ビニール管 (満管流時)

J (m)	75		100		125		150		200		250		300		350	
	0.005411		0.008992		0.01348		0.01863		0.03205		0.04909		0.06975		0.09511	
	0.2608		0.3362		0.4115		0.4838		0.6346		0.7854		0.9362		1.0933	
P (m)	0.0208		0.0268		0.0328		0.0385		0.0505		0.0625		0.0745		0.0870	
I (%)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)
1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.039	0.621	0.059
140.0	2.830	0.015	3.351	0.030	3.834	0.052	4.266	0.079	5.112	0.164	5.893	0.289	6.625	0.462	7.346	0.699

注: VU用

【取扱六】

② 流速の範囲について

- ア 下水中に含まれている土砂や汚水はある程度の流速以下になると沈澱をはじめ次第に排水管内に堆積して閉鎖をおこす原因となるので、原則として流速は $0.6\text{ m} \sim 1.5\text{ m/S}$ の範囲に定める。
- イ 勾配は、原則として $2/100$ 以上とする。
ただし、やむを得ない場合は $1/100$ 以上とすることができる。
- ウ 勾配が取れない場合は、流速、流量等を考慮し、表-3、表-4を参考にし、事前に担当と打合せを行うこと。

(2) 屋内排水管 (図-4参照)

水を受ける容器等から屋外排水管までとし、使用目的別の配管とする。

① 使用目的による分類

- ア 汚水：大便器汚物流し、ビデ、便器、消毒器などからの排水
- イ 雑排水：洗面器、流し類、浴そうなど汚水以外の一般器具からの排水
- ウ 雨水：屋根及び敷地などからの雨水
- エ 特殊排水：工場排液などのような有毒、有害なものを含んだ排水や放射能を含んだ排水
- オ その他：上記以外のもの（地下排水等）

② 管径、勾配の決定について

屋内排水管の勾配は原則 $2/100$ 以上とし、管径決定にあたっては、下記のことには注意しなければならない。

- ア 排水管の最小管径は、 30 mm とする。
- イ 汚水管の最小管径は、 75 mm とする。
- ウ 地中または地階の床下に埋設される排水管の管径は、 50 mm 以上とする。
- エ 排水管は、立て管、横管、いずれの場合でも排水の流下方向の管径を縮小してはならない。
- オ 排水横枝管の管径は、これに接続する器具の付属トラップの最大口径のもの以上でなければならない。
- カ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管のうち、最大管径のもの以上でなければならない。また、立て管の上部を細く、下部を太くするような、いわゆる「たけのこ配管」にしない。
- キ 器具トラップの口径は、表-5のとおりとし、器具排水管の口径は器具トラップの口径以上とする。
- ク 排水横管の勾配は、表-6を標準とする。

③ 配管経路について

排水機能に支障がなく、かつできるだけ最短距離で配管経路を定め、修繕や清掃等の保守管理が容易にできる構造にすること。

また、保守管理に必要な箇所には掃除口を設けること。

② 通気管の管径

- ア 各個通気の管径は、最小管径30mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は50mm以上とすること。
- イ ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の1/2以上であること。
- ウ 排水横枝管の逃し通気の管径は、それに接続される排水横枝管の管径の1/2以上であること。

③ 通気管の末端の取扱 (図-6 参照)

- ア 屋根を貫通する場合は、屋根から15cm以上立ち上げて、大気中に開口しなければならない。
- イ 屋根を庭園、運動場、物干し場などに使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて、大気中に開口しなければならない。
- ウ 建物および隣接建物の出入口、窓、換気口などの付近にある場合は、それらの換気用開口部の上端から60cm以上立ち上げて大気中に開口しなければならない。換気用開口部の上端から60cm以上立ち上げられない場合は、換気開口部から水平に3m以上離さなければならない。
- エ 寒冷地および積雪地の通気管の開口部は、凍結や積雪によって閉ざされないようにしなければならない。

図-5 各種通気管の種類

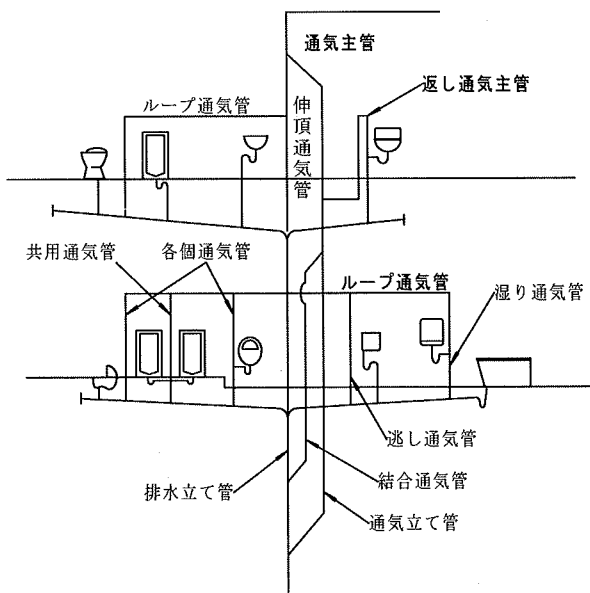
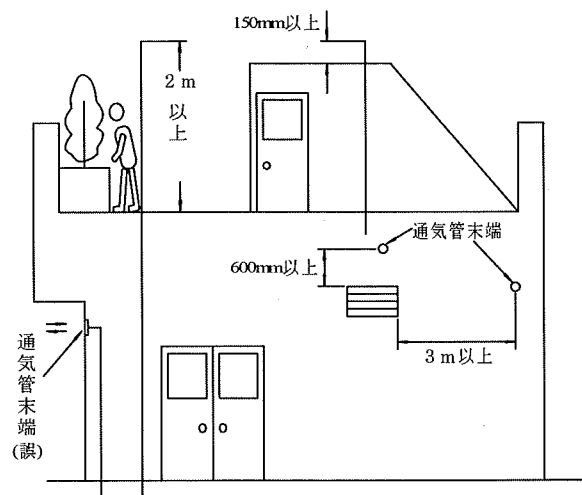


図-6 通気管末端の開口位置



(4) 間接排水 (図-7, 表-7 参照)

冷蔵庫などの器具が, 知らない間に非衛生的な状態となって, 衛生上危険なことがないようにするため, 一般の排水系統へ直接排水することなく, 一度大気中で縁を切り, それから一般排水系統へ接続している器具または水受け容器の中へ排水することをいい, 間接排水を必要とする器具は下記のとおりである。

① サービス用機器

ア 冷蔵関係: 冷蔵庫, 冷凍庫, ショーケースなど食品冷蔵冷凍機器。

イ 厨房関係: 皮むき機, 洗米機, 蒸し機, スチームテーブル, ソーダファンテン, 製氷機, 食器洗浄機, 消毒器, カウンター流し, 食品洗用流し, すすぎ用流しなどの厨房用機器。

ウ 洗濯関係: 洗濯機, 脱水機などの洗濯用機器。

エ 水飲み器: 水飲み器, 飲料用冷水器, 給茶器。

② 医療, 研究用機器

蒸留水装置, 滅菌水装置, 滅菌器, 消毒器, 洗浄装置などの医療・研究用機器。

③ 水泳用プール

プール自体の排水, 周縁に設けられたオーバーフローからの逆洗水。

図-7 間接排水

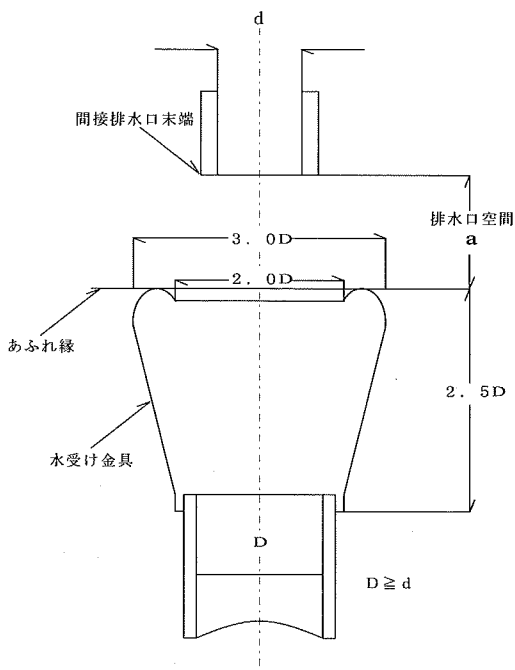


表-7 排水口空間

間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25以下	最小 50
30~50	最小 100
65以上	最小 150

各種の飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は, 上表にかかわらず最小150mmとする。

5. トラップ（防臭装置）

（1）トラップの要件

- ① 構造が簡単で排水管の材質と同程度のもので、器具に接続しやすいこと。
- ② 非吸水性、耐食性の材質で、流水内面が平滑であること。
- ③ トラップ自身の作用により、容易に内部が洗浄されること。
- ④ トラップの封水深は、50mm以上100mm以下とすること。
- ⑤ 検査掃除等が容易であること。

（2）トラップの種類（図-11）

① Pトラップ（1/2 Sトラップ）

Pトラップは、Sトラップとともに洗面器、大便器等に広く使用される型である。Pトラップは、これに通気管を設ければ封水が安定し理想的な型である。

② Sトラップ

Sトラップは、きわめて自己サイホン現象を起こしやすい型であり、使用の際は注意が必要である。

③ Uトラップ（ランニング・トラップ）

Uトラップは、排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招くおそれがあるので、設置場所に注意を要する。

④ ドラムトラップ（胴トラップ、Dトラップ）

ドラムトラップは、流し類の排水用に用いられ、封水破壊のおそれの少ない特徴がある阻脂用として、ホテル、レストラン等の調理場などに用いられる。

⑤ ワントラップ（ベルトトラップ、床排水トラップ）

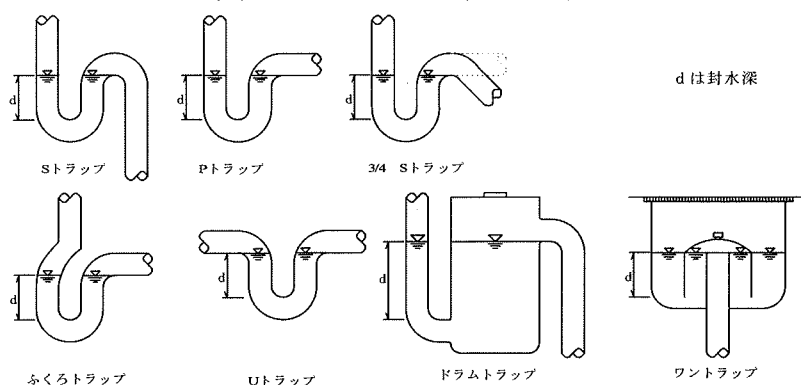
ワントラップは、床排水、流しなどによく使用される型であるが上部のワン金物の可動部を取れば、トラップの価値を失う構造である。

特に床の洗浄が少ない床トラップでは、水の補給を怠って封水を破られることがあり、使用する場合は注意を要する。

⑥ トラップ付柵

通気管が設置されていない場合は、すべて通気できる蓋を使用しなければならない。

図-11 トラップの例



(3) トラップの設置

トラップは、なるべく排水口に接近し、かつ管理上支障のない場所で、万一取替えあるいは修理の場合も容易な位置とし、できるだけ掃除口を設けること。

トラップは、器具各個ごとに（1器具1個）設けることを原則とするが、やむを得ず共用する場合は、器具数が3個以上とならぬよう、また排水管の長さが長くないような箇所に設けること。特に、寒冷地においては、封水の凍結防止に留意すること。

6. 材料および器具

使用材料および器具は、排水設備が半永久的に使用されることを前提に次の事項に留意すること。

- (1) 長期間の使用に耐えるように強度が十分あって、かつ水質、水温による劣化等の変化のないものを選定する。
- (2) 清掃や補修等の維持管理が容易であること。
- (3) 設置する場所の環境（地中、水中、大気中等）に適応しているものを選択する。
- (4) 材料および器具は、経済性、安全性、品質の安全性、互換性等を考慮し、次の規格品のものを使用する。
 - ア JIS（日本工業規格）
 - イ JAS（日本農林規格）
 - ウ JWWA（日本水道協会規格）
 - エ JSWAS（日本下水道協会規格）
 - オ SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）
 - カ AS（塩化ビニル管、継手協会規格）
 - キ WSP（日本水道鋼管協会規格）
 - ク MDJ（排水鋼管継手工業会規格）
 - ケ JCDA（日本銅センター規格）

なお、規格のないものについては、形状、材質、強度等が目的に十分対応できることを確認すること。

7. 施工

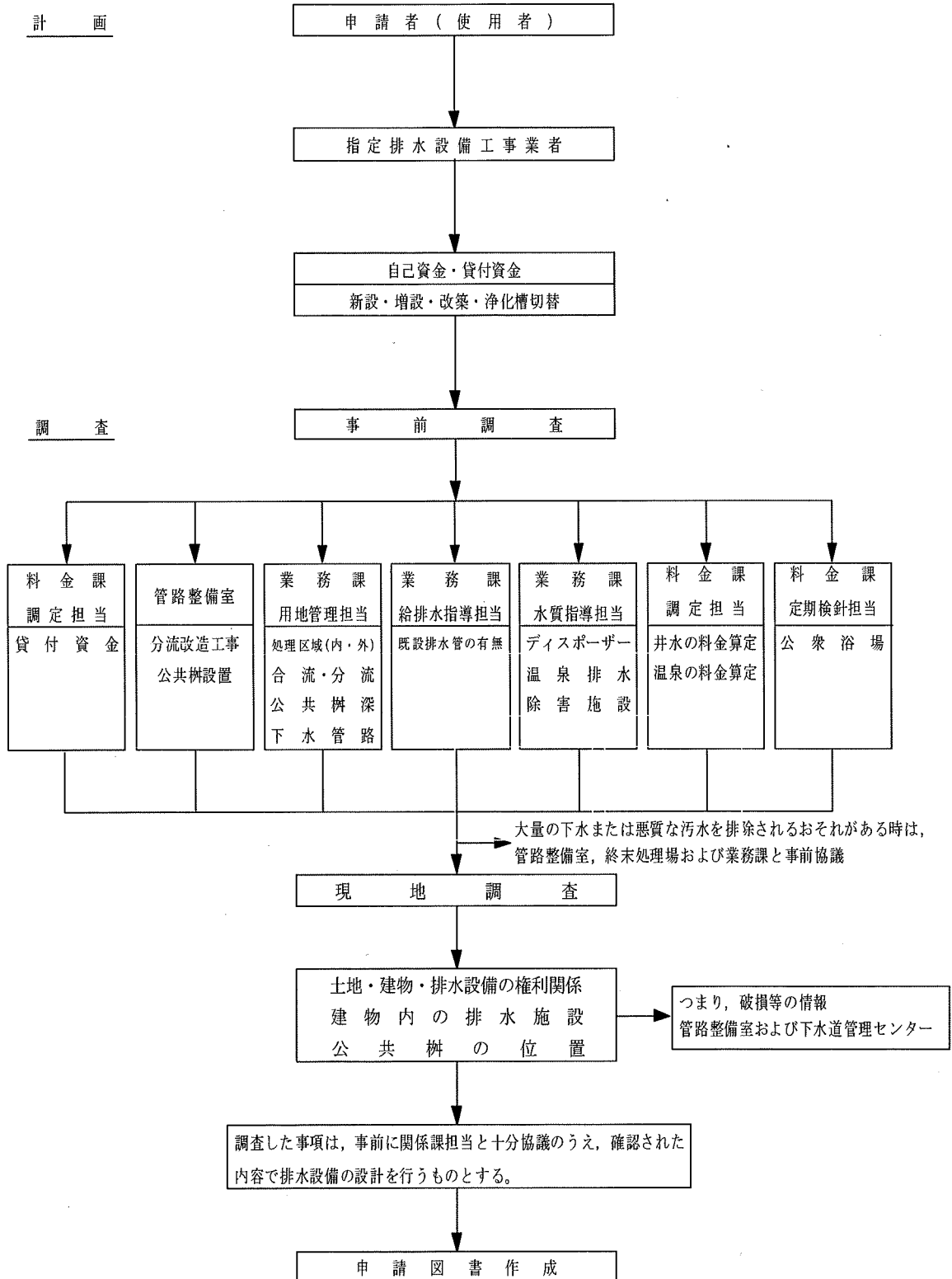
(1) 法令の遵守等

- ① 工事の施工にあたっては、当該取扱要綱のほか下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに、関係法令を遵守し、適正な工事と事故防止に十分留意すること。
- ② 工事現場の安全管理（保安および建築物の補強）については、十分注意をすること。

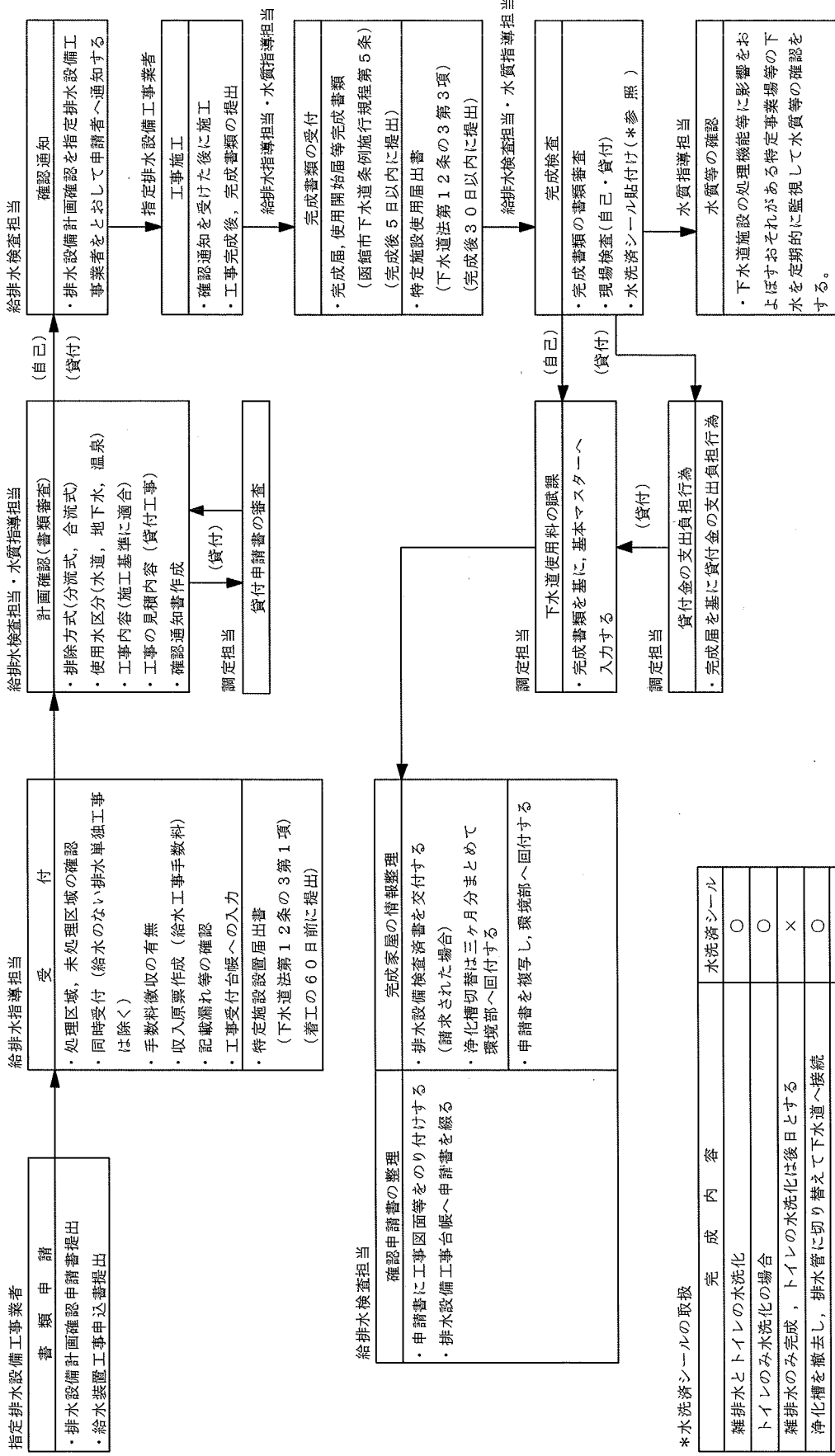
第3部

1. 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



*水洗済シールの取扱い

完成内容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り回し、移設を含む改築工事	×

※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導担当で行う。

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共樹の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |
| オ 貸付申請書 | (別紙 6) |
| カ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| キ 固定資産税納税証明書 (申請者) | (前年度分) |
| ク 所得証明書 (申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

ケ 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。

なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。

② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付

して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枦および枦設置工は、単価別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜枦」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）

カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枦と浸透枦を設置すること。

キ 枦間の勾配を記入すること。

⑤ 排水設備計画確認通知書

ア 確認通知書の作成にあたっては、別紙5を参考にする。

イ 年月日、受付番号は記入しないこと。

ウ 宛名は、申請者名を記入すること。

エ 浄化槽切替や、区域外流入の場合は、欄外にゴム印で明示すること。

⑥ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする。

イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。

ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑦ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水へ

ッダー設置図」および「確認書」を添付して確認をうけること。また、設置する場合は、特に次の事項を注意すること。

ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。

イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。

ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，料金課調定担当へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙15により「取り止め届」を給排水検査担当に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成后5日以内に提出しなければならない。

② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。

③ 立会検査の申請は，業務課の「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面 (平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)

② 貸付資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面 (平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 委任状	(別紙11)

- ク 借用書 (別紙 1 2)
ケ 印鑑登録証明書 (申請者, 保証人)
③ その他必要と認める書類。

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては、別紙 7 を参考にすること。
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙 8 を参考にすること。
届の日付は、書類の提出日を記入すること。
イ 使用開始年月日については、排水設備を公共桝に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙 2 を参考にすること。
イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書 (貸付資金工事)

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙 3 を参考にすること。
イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。
ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。

⑤ 工事図面 (平面図および立体図)

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙 4 を参考にすること。
イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
カ 桝径、桝深および桝間勾配を記入すること。
キ 既設管を使用する場合は、既設管の桝深、桝間距離、勾配を記入すること。
ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙 9 を参考にすること。
イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。
ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等 (R. D. 等) の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙 10-1, 10-2 の用紙に貼り付け

て提出すること。

イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、給水接続状況の写真撮影し提出すること。

貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、給水接続状況写真と兼ねることができる。

⑧ 委任状

ア 委任状の作成にあたっては、別紙 1 1 を参考にする。

イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付すること。

⑨ 借用書

ア 借用書の作成にあたっては、別紙 1 2 を参考にする。

イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

ウ 連帯保証人は、料金課調定担当と協議すること。

⑩ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）

ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の 3 ヶ月以内に発行されたものであること。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。

② 現場検査においては、指定業者の責任技術者の立会を原則として、建物所有者等の立会が必要な場合は、立会いを求めることがある。

③ 指定業者、建物所有者等の負担軽減と、検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。

④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。

⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙 1 4 の「排水設備検査済書」の交付に替え、水洗化シールを貼りつけるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。

⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。

なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水枡の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点枡の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 枡間距離が管径の120倍以内(φ100なら12m)であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、枡の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、枡の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水枡に接続されていることを確認する。
- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ枡が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレンの排水については、枡の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水枡に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼り付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼ること。
ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼ること。

7. 温泉排水設備工事の取扱

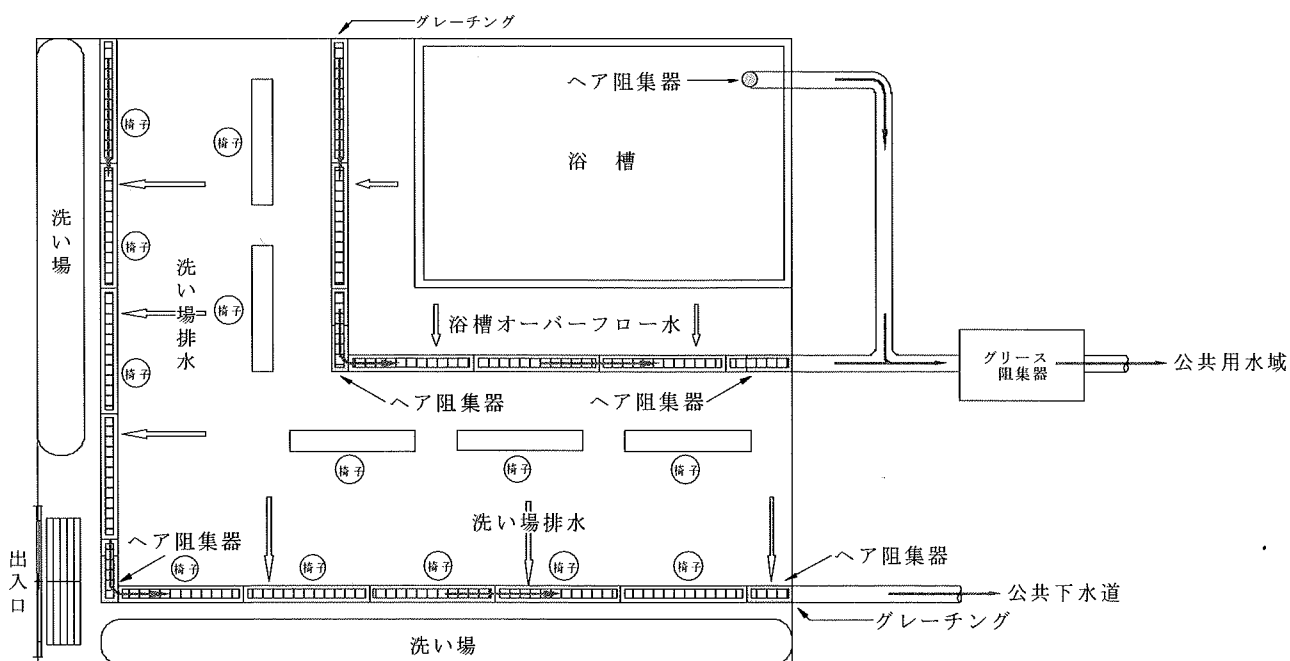
(1) 目的

高濃度硫酸イオン等に係る温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉を利用する事業場を新規に開設し、または増設、改築する場合は、温泉の浴槽オーバーフロー水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続し、石鹸水等の洗い場排水は汚水として公共下水道（污水管）に接続する排水設備を設置する。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、温泉のオーバーフロー水を雨水として公共用水域に排出することを認めるが、水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、グリース阻集器、ヘア阻集器等により、毛髪、油脂等を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、硫酸イオン濃度等が温泉の泉質により違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について上下水道部業務課水質指導担当と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



※浴槽底部の沈殿物を含む下水は、水中ポンプ等により公共下水道に排除すること。

9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書（別紙18）
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出する。
- エ 工事完了後、完了届および工事の記録写真を速やかに管理者へ提出する。
- オ 検査完了後、施設受渡書を提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続きをする。
- カ 管理者は、施設受渡書を申請者に交付する。

③ 工事に係わる条件

- ア 工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し、予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(4) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、概ね次のとおりである。

市道	14日	国道	14日
道道	30日	警察	5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME 北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

1 2. 靴洗い場排水の取扱

(1) 目的

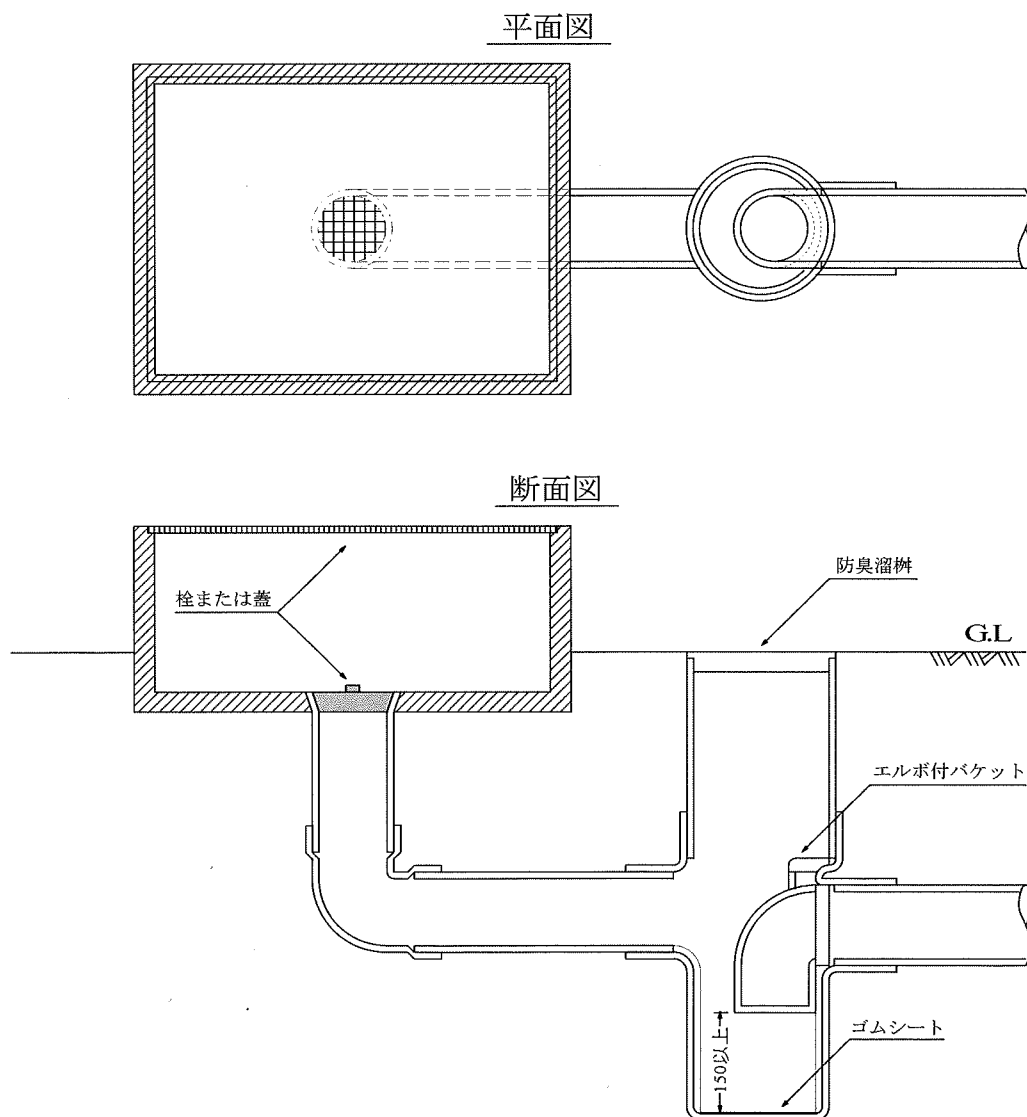
靴洗い場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共污水樹に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

(2) 公共污水樹接続の要件

- ① 臭気，詰まり等を防止するため，防臭溜櫛または同等の機能を有する構造のものを必ず設置する。
- ② 雨どい，ルーフトレン等からの雨水排水は，靴洗い場に流入させない構造とする。

(3) 靴洗い場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等，詰まりの原因となるものが排水されるため，定期的に泥溜の点検，清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗い場は，雨の流入を防止するため，靴洗い場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。



第4部 その他

1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱 79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱 79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱 79-21

1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

第3条 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠が設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠に排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠に異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つ

の排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。
- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件
(許可の申請)

第4条 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
- (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
- (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
- (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

別表（第4条，第5条関係）

項 目		基 準 値		検 定 方 法 等
		函館湾処理区域	南処理区域	
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3	浮遊物質 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4	大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.1以下	省令第8条第9号に規定する方法
6	シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7	有機燐化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9	六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	省令第8条第18号に規定する方法
15	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24	チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25	シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29	ほう素及びその化合物	230 (海域以外10) 以下	230 (海域以外10) 以下	省令第8条第33号に規定する方法
30	ふっ素及びその化合物	15 (海域以外8) 以下	15 (海域以外8) 以下	省令第8条第34号に規定する方法
31	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32	フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33	銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37	クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38	ダイオキシン類	10 pg/L以下	10 pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均値120) 以下	160 (日間平均値120) 以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (1) 鉱油類含有量 (2) 動植物油脂類含有量	5以下 30以下	5以下 30以下	省令第8条第6号に規定する方法
42	窒素含有量	120 (日間平均値60) 以下		省令第8条第7号に規定する方法
43	リン含有量	16 (日間平均値8) 以下		省令第8条第8号に規定する方法

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度 (pH)、大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については、mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。次条において「改正前の建築基準法」という。）第38条の規定に基づき建設大臣が配管設備として認定したキッチン生ごみ処理システムに係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチン生ごみ処理システム ディスポーザー（生ごみを破碎する装置をいう。以下この号において同じ。）、これに接続し生ごみを分解処理するために設けられる反応槽およびこれに接続して処理水を公共下水道に排除するために設けられる設備ならびにこれらの設備を補完するために設けられる設備の総体（ディスポーザーの単体を設置し、破碎した生ごみを公共下水道に直接排除する設備であるものを除く。）であって、建設大臣が改正前の建築基準法第38条の規定に基づき認定した配管設備をいう。
- (2) 使用者 キッチン生ごみ処理システム（以下「システム」という。）の維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (3) メーカー 改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認定したシステムの製造および販売等を行う者をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 システムの設置または変更の計画について条例第3条の確認の申請をしようとする者（第6条において「申請者」という。）は、函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して、公営企業

管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) システムの認定書の写し
- (2) システムの仕様書
- (3) システムの設置図
- (4) システムの維持管理計画表（別記第1号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式）
- (6) 使用者承継確認書（別記第3号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類
（維持管理に関する指導）

第4条 管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 維持管理計画表に基づく点検を維持管理委託契約を締結した専門の維持管理業者に行わせることとし、当該点検の実施記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (3) 管理者が維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（措置命令）

第5条 管理者は、使用者が条例第5条の2各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）もしくは条例第5条の3第1項各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および下水道法（昭和33年法律第79号。以下この条において「法」という。）第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされる下水を除く。）を公共下水道に排除したとき、または公共下水道の管理上必要があると認めたときは、法第38条の規定に基づき、当該使用者に対し、行為の中止、変更その他の必要な措置を講ずるよう命ずるもの

とする。

(メーカーに対する指導)

第6条 管理者は、必要があると認める場合には、メーカーに対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(関係機関との連携)

第7条 管理者は、函館市下水道条例施行規程第2条第2項の規定による審査に当たっては、関係機関との密接な連携を図るものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

維持管理計画表

点 検 項 目			点検回数(回/年)		
1	配管系 統部	生ごみ流入配管部 〔 デイスポーターから 反応槽までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清 掃		
		処理水放流配管部 〔 反応槽から公共ます等 までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清 掃		
2	反応槽 部	防臭装置			
		スカム発生量			
		処 理 水 水 質	生物化学的酸素要求量（BOD）		
			浮遊物質量（SS）		
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
		引抜汚泥量			
		清 掃			

注 「スカム」とは、水面に発生するもので、油脂、繊維または固形物等が集まったものをいう。

3. 指定排水設備工事業者の 違反行為に係る事務処理

3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な排水設備工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条および函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第2条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定業者および排水設備工事責任技術者（以下「指定業者等」という。）が別表の函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定業者等が不正な手段で公共下水道への排水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第12条で定める下水道使用料の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、下水道使用料を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定業者に対して行う措置は、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号以下「規程」という。）第14条の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止とし、排水設備工事責任技術者に対して行う措置は、規程第23条の規定に基づく登録の取消しまたは業務の停止（以下これらの措置について「取消等処分」という。）とする。

2 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分に代えて、当該違反行為を行った指定業者等に対し、文書警告を行うことができる。

3 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、排水設備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しまたは登録の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止または業務の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

(処分の通知および公示)

第8条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定業者等に対して、取消等処分にあつては別記第4号様式により、その他の措置にあつては別記第5号様式により、遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第9条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定業者等に代わって是正し、これに係る費用について、指定業者等に請求することができるものとする。

第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙 9	排水設備工事検査表	8 9
別紙 10-1	工事写真（1）	9 0
別紙 10-2	工事写真（2）	9 1
別紙 11	委任状	9 2
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13	排水設備検査済書	9 4
別紙 14	取り止め届	9 5
別紙 15	公共柵設置申請書	9 6
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 7
別紙 17	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	9 8
別紙 18	閲覧申込書	9 9

排水設備工事検査表

① 確認通知年月日平成 年 月 日 検査年月日平成 年 月 日 ②

確認申請受付番号 号 施行業者 ③

工事の施行場所 町丁目番号 責任技術者名 世帯世帯基礎工事の別 新増設・改築 設

申請者氏名 基礎数 ④

検査項目	検査内容
排水設備	材料および器具 <input type="checkbox"/> 規格品、または同等品以上を使用している。
	管 <input type="checkbox"/> 排水本管の内径は100mm以上である。
	<input type="checkbox"/> 大口径排水管の内径は75mm以上、小便器は40mm以上である。
	<input type="checkbox"/> 器具排水管は、器具トラップの口径以上、かつ30mm以上である。
	管 <input type="checkbox"/> 2/100以上である。(やむを得ない場合は、1/100以上)
	管 <input type="checkbox"/> 各樹間において直線であり、滞水がない。
	土 <input type="checkbox"/> 30cm以上である。
	管・継手の接続 <input type="checkbox"/> 継手は管と同じ材質であり、接続状態、仕上りが良好である。
	通気管・通気室 <input type="checkbox"/> 設置箇所、設置状態が適切である。
	樹の設置 <input type="checkbox"/> 排水管の起点・終点・合流点・屈曲点等必要箇所に設置されている。
付帯工事	樹 <input type="checkbox"/> 直線部において、管内径の120倍以内に設置されている。
	トラップ <input type="checkbox"/> 二重トラップをさげ、適切な箇所に設置されている。
	樹の掘付、形状 <input type="checkbox"/> 傾きがなく水平に設置され、ひび割れ、破損等が生じていない。
	樹・管の接続 <input type="checkbox"/> 排水管と樹本体が密着し、接続が良好である。
	雨水 <input type="checkbox"/> 必要に於し、泥ため(15cm以上)が確保されている。
	間接排水 <input type="checkbox"/> 適正な排水口空間が確保されている。
	公共樹への接続 <input type="checkbox"/> 管底接続であり、接続部(仕上面等)の施工が良好である。
	排水状況 <input type="checkbox"/> 各器具から排水された流出状況は良好である。
	排水除根 <input type="checkbox"/> 下水の排除方式に合わせ、汚水・雨水の接続が適正である。
	埋戻 <input type="checkbox"/> 掘削箇所の埋戻しは十分に転圧されている。
その他の	便槽処理 <input type="checkbox"/> し尿を完全に汲み取り、清掃および消毒を行っている。
	建築改修工事 <input type="checkbox"/> 復旧(撤去・埋戻し・建物基礎補修等)が良好である。
	靴洗い場排水 <input type="checkbox"/> トイレ内の改修工事(保温・クロス張替等)が良好である。(買付の場合)
	阻集器の設置 <input type="checkbox"/> 臭気・詰まり等の防止対策、および雨水の流入がない構造である。(汚水)
	床下集合配管システム <input type="checkbox"/> 使用目的に適合した阻集器が適切な箇所に設置されている。
	無落雪排水等 <input type="checkbox"/> 集合配管部開口部、および保守点検に必要なスペースが確保されている。
	下水道等の使用 <input type="checkbox"/> ルーフドレーン等の排出先が適正である。(雨水等)
	<input type="checkbox"/> 排除汚水料の算定ができる。 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 方位が記入されている。
	<input type="checkbox"/> 樹径・樹深が記入されている。
竣工平面図	<input type="checkbox"/> 管路延長・管径・管径・勾配が記入されている。
	<input type="checkbox"/> 公私、隣接境界線が記入されている。
	<input type="checkbox"/> 公共樹等接続先が記入されている。
	<input type="checkbox"/> 公共樹等接続先が記入されている。

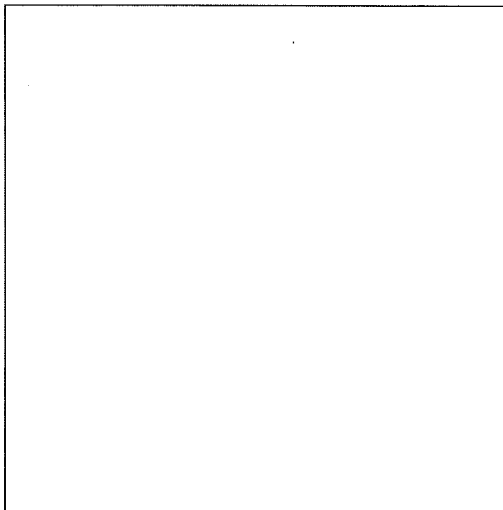
- ① 確認通知書の年月日を記入すること。
- ② 立会い検査をした年月日を記入すること。
- ③ 排水設備責任技術者の氏名を記入し押印すること。
- ④ 確認申請書の工事種別に準ずること。
- ⑤ 該当する箇所にチェック(レ)をすること。

工事写真(1)

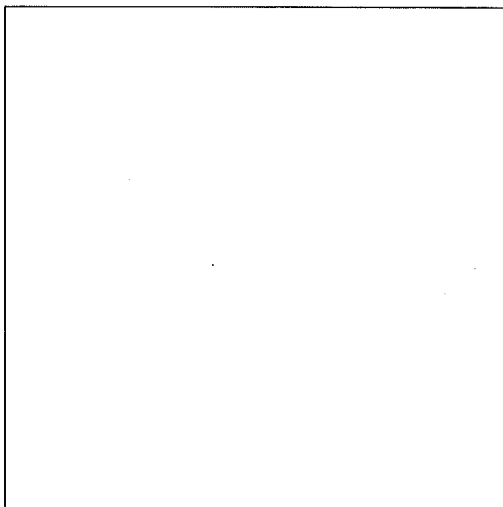
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

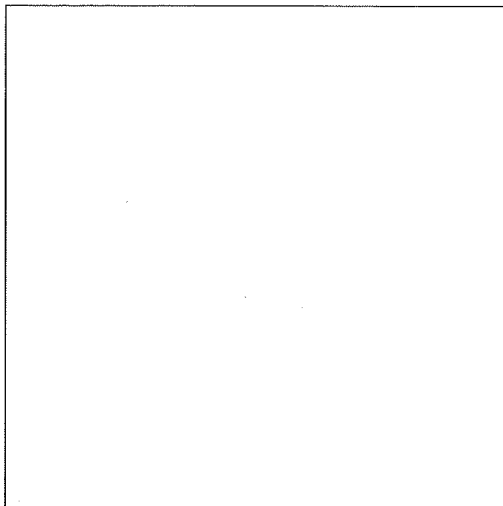
改造前(トイレ内部)



改造後(トイレ内部)



給水接続状況



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

① 収入紙印

水洗便所改造等資金
排水設備設置資金
借用書

年 月 日 ②

函館市公営企業管理者企業局長 様

借受人住所氏名 ③
連帯保証人住所氏名 ④
⑥

- ① 借入金額で印紙税額が決まる。(別表参照)
- ② 記入しないこと。
- ③ 申請者のこと。申請者の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。
- ④ 保証人の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。
- ⑤ 記入しないこと。
- ⑥ 欄外に③、④と同じ印で捨印すること。

水洗便所改造等資金 排水設備設置資金
を借用したので、次のとおり償還します。

借入金額	円	⑤
償還回数	年 月 から 年 月 まで	回
償還金額	第1回 円, 第2回目以降	円
償還期限	毎月末日	

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借入金額	印紙税額
1万円を超え 10万円以下	200円
10 50	400
50 100	1,000
100 500	2,000

排水設備検査済書

第 号

平成 年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の工事を検査しました。

工 事 の 施 行 場 所		函館市 町 - (番地) 番 号 [台所 湯殿 手洗] [水洗便所 その他]
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
	氏 名 (名称)	
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
	氏 名 (名称)	
計 画 確 認 年 月 日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日

取 り 止 め 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者

氏 名

印

先に確認を受けました、次の排水設備については、工事を取り止めましたので届け出します。

施行場所	函館市	町	丁目	番	号
確認年月日 および番号	確 認	平成	年	月	日
事 由					
施行业者名	住 所	名 称			
	代表者氏名				印

【取扱士】

公共柵設置申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番 号
設置理由	
施行希望年月日	平成 年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)

行為の許可 (許可事項の変更許可) 申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

印

次のとおり行為の許可 (許可事項の変更許可) を受けたいので申請します。

行為の区分	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	(番地) 函館市 町 丁目 番 号

注 許可事項の変更許可にあつては、変更の内容を記載すること。



公共下水道私費工事（変更）承認申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

TEL — —



記

1. 設置場所

2. 道路種別 国道, 道々, 市道 (号線), 私道

3. 施設内容

- ・下水道本管 (汚水・雨水) 管種・呼び径 mm, 延長 m
- (汚水・雨水) 管種・呼び径 mm, 延長 m
- ・取付管 (汚水・雨水) 管種・呼び径 mm, 延長 m
- (汚水・雨水) 管種・呼び径 mm, 延長 m
- ・マンホール (汚水・雨水) 号, 基
- (汚水・雨水) 号, 基
- ・柵 (汚水・雨水) 型, 基
- (汚水・雨水) 型, 基

4. 予定工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5. 施行業者 住 所

業 者 名

現場代理人

TEL — —

6. 添付書類 位置図・平面図・縦断図・詳細図・流量計算書・土地使用承諾書

7. 施設の引渡 設置する施設については、工事完了後、函館市に無償譲渡します。

【取扱士】

閱 覧 申 込 書

平成 年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 ※ 利用目的の□に✓を記入すること。				
	閱 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) ※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。				
複写申込	複 写 申 込	有り 無し (どちらかに○)				
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 ※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員 印

企業局確認欄
担当職員 印

【取扱上】

